

様式第16

表

12センチメートル

第 号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第1項の規定による立入検査を行う職員
の身分証明書

職名及び氏名
年 月 日 生
年 月 日 発行

経済産業局長（産業保安監督部長）

写

契

真

印

印

12センチメートル

裏

金属鉱業等鉱害対策特別措置法抜すい

第36条 経済産業局長又は産業保安監督部長は、この法律の施行に必要な限度において、採掘権者又は租鉱権者（鉱山保安法第39条第2項の規定により採掘権者若しくは租鉱権者とみなされる者を含む。）に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場若しくは事務所に立ち入り、特定施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第43条 第36条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。